

相続・遺言の弁護士費用

相続・遺言に関する当事務所の弁護士費用は、以下のとおりとなっています。

面談でのご相談のみの場合

初回の相談料	1時間まで3,000円
2回目以降の相談料	30分あたり5,000円

遺言を作成する場合

1. 定型 定型的で、単純なもの。通常の遺言はこれにあたります。

100,000円～200,000円

2. 非定型 複雑なもの。

対象となる相続分の時価相当額を基準として、以下のとおり計算したものの合計が手数料となります。

300万円以下の部分	200,000円
300万円を超え3000万円以下の部分	1%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.3%
3億円を超える部分	0.1%

遺産分割 (交渉)

代理事務の開始時にいただく「着手金」と、事件解決後にいただく「報酬金」の2種類があります。

着手金	40万円 ※相続財産額に関わらず
報酬金	経済的利益の10%

※弁護士の所属事務所所在地を離れて出張を要する業務を行う場合は別途日当をお支払いいただきます。

遺産分割 (調停・審判)

代理事務の開始時にいただく「着手金」と、事件解決後にいただく「報酬金」の2種類があります。

着手金	40万円 (交渉から引き続きの受任の場合には必要ございません) ※相続財産額に関わらず
報酬金	経済的利益の10%

※弁護士の所属事務所所在地を離れて出張を要する業務を行う場合は別途日当をお支払いいただきます。

遺産分割事件に付随する訴訟を提起する場合について

※遺言無効確認請求、遺産の範囲確認請求等、遺産分割事件に付随して訴訟を提起する場合には、別途追加着手金として30万円をお支払いいただきます。

遺留分減殺請求 (交渉)

代理事務の開始時にいただく「着手金」と、事件解決後にいただく「報酬金」の2種類があります。

着手金	40万円 ※相続財産額に関わらず
報酬金	経済的利益の10%

※弁護士の所属事務所所在地を離れて出張を要する業務を行う場合は別途日当をお支払いいただきます。

遺留分減殺請求（調停）

代理事務の開始時にいただく「着手金」と、事件解決後にいただく「報酬金」の2種類があります。

着手金	40万円 (交渉から引き続きの受任の場合には必要ございません) ※相続財産額に関わらず
報酬金	経済的利益の10%

※弁護士の所属事務所所在地を離れて出張を要する業務を行う場合は別途日当をお支払いいただきます。

遺留分減殺請求（訴訟）

代理事務の開始時にいただく「着手金」と、事件解決後にいただく「報酬金」の2種類があります。

着手金	40万円 (交渉から引き続きの受任の場合には必要ございません) ※相続財産額に関わらず
報酬金	経済的利益の10%

※弁護士の所属事務所所在地を離れて出張を要する業務を行う場合は別途日当をお支払いいただきます。

※報酬金の算定基準である取得した相続財産は、範囲や相続分について争いがあったかどうかに関わりません。

※掲載費用は全て税別になります。

当事務所では、調停の回数によって出廷日当をいただくようなことはしていません。安心してご依頼下さい。